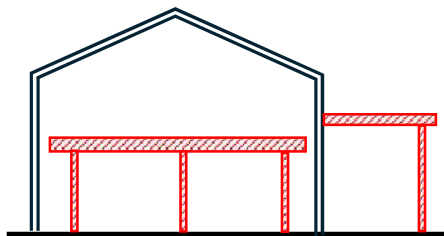
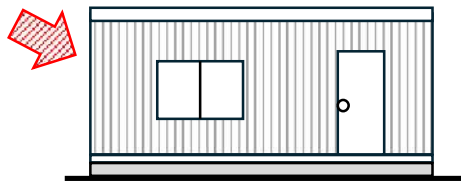


# その工事、確認申請していますか？

床や屋根の増設



プレハブの事務所や  
コンテナ倉庫の設置

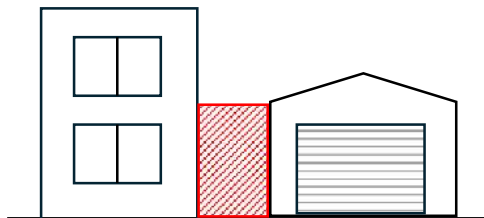


これらは**新築**や**増築**になります。

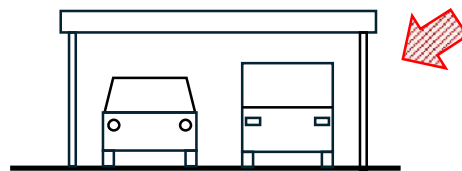
新築・増築するときは建築基準法に基づく**確認申請**が必要です。

手続きをせずに施工した場合は**法令違反**になります。

建物をつなげる



カーポートや単管パイプ組による  
車庫などの設置



新築・増築後の手続きはできません。

**撤去**しなければ手続き違反は解消されず、**行政指導**の対象となります。

建築主と工事施工者間での**紛争**につながるおそれもあります。

また、新築・増築は確認済表示板を工事現場に設置する必要があります。

近隣関係者は  
見えています！

⚠️ 安全に避難できますか？

⚠️ 荷物の重さや地震に耐えられますか？

⚠️ 基準にあった材料ですか？

⚠️ 必要な設備は設置されていますか？

建築物の設計には専門知識が必要です。

⚠️ 手続きしていない場合、火災や自然災害等における安全性が確保されていません。  
新築・増築する際は事前に建築士にご相談ください。 ⚠️

問い合わせ先

新潟市建築行政課

監察指導係（改善に関する相談窓口）

TEL:025-226-2845

建築審査係（建築基準法に関する相談）

TEL:025-226-2849